

# 自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置

計画の対象期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
本報告の対象期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

## 1 事業所ごとの自動車の使用台数

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

整理番号	1	2	3	4	合計	
事業所の名称	高松市 財産経営課	高松市 消防局	高松市 下水道部	高松市 病院局		
事業所の所在地	高松市番町一丁目 8 番 15 号	高松市宮脇町一丁目 2-34	高松市番町一丁目 8 番 15 号	高松市仏生山町甲 847-1		
連絡先電話番号	087-839-2255	087-861-1550	087-839-2765	087-813-7171		
職員数 (人)	2,898	499	89	466	3952	
運転者数 (人)						
使用台数(台)	① 普通貨物自動車	16	0	0	3	19
	② 小型貨物自動車	18	0	0	1	19
	③大型バス(定員 30 人以上)	1	0	0	0	1
	④マイクロバス(定員 11 人以上 30 人未満)	9	0	0	1	10
	⑤乗用自動車	28	2	0	1	31
	⑥特種自動車	33	160	0	1	194
合計台数	105	162	0	7	274	

## 自動車の使用に伴う二酸化炭素の年間排出量

(令和 2 年度)

年間の燃料使用量	ガソリン		軽油		都市ガス (CNG)		LPG	
	(kL)	台数	(kL)	台数	(千m <sup>3</sup> )	台数	(t)	台数
高松市 財産経営課	16.06	43	81.18	50	48.58	11	0	0
高松市 消防局	82.03	64	42.62	98	0	0	0	0
高松市 下水道部	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市 病院局	1.2	5	2.42	2	0	0	0	0
合計 [a]	99.29	112	126.22	150	48.58	11	0	0
二酸化炭素排出係数 [b]	2.322 t-CO <sub>2</sub> /kL		2.619 t-CO <sub>2</sub> /kL		2.080 t-CO <sub>2</sub> /千m <sup>3</sup>		3.000 t-CO <sub>2</sub> /t	

二酸化炭素排出量 [a×b]	230.55 t-CO2	330.57 t-CO2	101.04t-CO2	0t-CO2
二酸化炭素排出量の合計	662.16t-CO2			

## 2 低公害車等の導入実績

自動車区分		令和元年度 末時点の台 数	令和2年度		令和2年度末 時点の台数
			減少 台数	増加 台数	
総自動車台数 (低公害車等を含む)		276	2	0	274
低公害車等 の 台数	①天然ガス自動車	11	0	0	11
	② 電気自動車	0	0	0	0
	③ ハイブリッド自動車	10	0	0	10
	④ エタノール自動車	0	0	0	0
	⑤低燃費かつ 低排出ガス認定車	33	0	1	34
	⑥その他の排出ガスの排出量が少ない自動車 (平成 21 年基準 NOx・PM 10%低減)	2	0	0	2
	(超低PM排出ディーゼル車)	8	0	0	8
	(平成12年基準排出ガス25%低減レベルのもの)	18	0	0	18
(平成12年基準排出ガス50%低減レベルのもの)	1	0	0	1	
合計 (①～⑥)		83	0	0	84
排出ガス低減装置装着車の台数		0	0	0	0
<<参考>> 軽自動車(二輪除く)の台数 【増加車両は低公害車等とする】		332	5	0	327

### 3 自動車の使用抑制、並びに適正な整備及び運転の実施に係る事項

項目	計画	実績
自動車の使用抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● E-mail、メール便の活用により、市内部機関内での公用車の使用頻度削減に努める。</li> <li>● 近距離の移動は、徒歩、自転車及び原動機付自動二輪を利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● E-mail、メール便の活用や近距離移動の際の公用自転車利用等について、取り組むべき項目として職員に周知している。</li> </ul>
自動車の適正な整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● タイヤ空気圧の調整、排気ガスの排出状況の点検等の始業前の定期的な整備を行う。</li> <li>● 管理責任者を設置し、運転日報をチェックすることにより、点検整備の実施を徹底する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転前後の日常点検の職員への周知や、運転日報のチェックにより、点検整備を実施している。</li> </ul>
自動車の適正な運転	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 駐車及び長時間の停車時にエンジンを切るアイドリングストップを励行する。</li> <li>● 不要な荷物の積載禁止や急発進・急加速の禁止などにより、経済運転に努める。</li> <li>● 行先や収集コースを検討し、相乗りの励行や最短距離運行などにより、効率的な運行に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記のアイドリングストップ、経済運転、効率的な運行について、取り組むべき項目として職員に周知している。</li> </ul>

## 自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置

計画の対象期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
本報告の対象期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

### 1 事業所ごとの自動車の使用台数

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

整理番号	1	2	3	4	合計	
事業所の名称	高松市 財産経営課	高松市 消防局	高松市 下水道部	高松市 病院局		
事業所の所在地	高松市番町一丁目 8 番 15 号	高松市宮脇町一丁目 2-34	高松市番町一丁目 8 番 15 号	高松市仏生山町甲 847-1		
連絡先電話番号	087-839-2255	087-861-1550	087-839-2765	087-813-7171		
職員数 (人)	2,898	499	89	466	3952	
運転者数 (人)						
使用台数(台)	① 普通貨物自動車	16	0	0	3	19
	② 小型貨物自動車	18	0	0	1	19
	③大型バス(定員 30 人以上)	1	0	0	0	1
	④マイクロバス(定員 11 人以上 30 人未満)	9	0	0	1	10
	⑤乗用自動車	28	2	0	1	31
	⑥特種自動車	33	160	0	1	194
合計台数	105	162	0	7	274	

### 自動車の使用に伴う二酸化炭素の年間排出量

(令和 2 年度)

年間の燃料使用量	ガソリン		軽油		都市ガス (CNG)		LPG	
	(kL)	台数	(kL)	台数	(千m <sup>3</sup> )	台数	(t)	台数
高松市 財産経営課	16.06	43	81.18	50	48.58	11	0	0
高松市 消防局	82.03	64	42.62	98	0	0	0	0
高松市 下水道部	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市 病院局	1.2	5	2.42	2	0	0	0	0
合計 [a]	99.29	112	126.22	150	48.58	11	0	0
二酸化炭素排出係数 [b]	2.322 t-CO <sub>2</sub> /kL		2.619 t-CO <sub>2</sub> /kL		2.080 t-CO <sub>2</sub> /千m <sup>3</sup>		3.000 t-CO <sub>2</sub> /t	

二酸化炭素排出量 [a×b]	230.55 t-CO2	330.57 t-CO2	101.04t-CO2	0t-CO2
二酸化炭素排出量の合計	662.16t-CO2			

## 2 低公害車等の導入実績

自動車区分		令和元年度 末時点の台 数	令和2年度		令和2年度末 時点の台数
			減少 台数	増加 台数	
総自動車台数 (低公害車等を含む)		276	2	0	274
低 公 害 車 等 の 台 数	①天然ガス自動車	11	0	0	11
	② 電気自動車	0	0	0	0
	③ ハイブリッド自動車	10	0	0	10
	④ エタノール自動車	0	0	0	0
	⑤低燃費かつ 低排出ガス認定車	33	0	1	34
	⑥その他の排出ガスの排出量が少ない自動車 (平成 21 年基準 NOx・PM 10%低減)	2	0	0	2
	(超低PM排出ディーゼル車)	8	0	0	8
	(平成12年基準排出ガス25%低減レベルのもの)	18	0	0	18
(平成12年基準排出ガス50%低減レベルのもの)	1	0	0	1	
合計 (①～⑥)		83	0	0	84
排出ガス低減装置装着車の台数		0	0	0	0
<<参考>> 軽自動車(二輪除く)の台数 【増加車両は低公害車等とする】		332	5	0	327

### 3 自動車の使用抑制、並びに適正な整備及び運転の実施に係る事項

項目	計画	実績
自動車の使用抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● E-mail、メール便の活用により、市内部機関内での公用車の使用頻度削減に努める。</li> <li>● 近距離の移動は、徒歩、自転車及び原動機付自動二輪を利用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● E-mail、メール便の活用や近距離移動の際の公用自転車利用等について、取り組むべき項目として職員に周知している。</li> </ul>
自動車の適正な整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● タイヤ空気圧の調整、排気ガスの排出状況の点検等の始業前の定期的な整備を行う。</li> <li>● 管理責任者を設置し、運転日報をチェックすることにより、点検整備の実施を徹底する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転前後の日常点検の職員への周知や、運転日報のチェックにより、点検整備を実施している。</li> </ul>
自動車の適正な運転	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 駐車及び長時間の停車時にエンジンを切るアイドリングストップを励行する。</li> <li>● 不要な荷物の積載禁止や急発進・急加速の禁止などにより、経済運転に努める。</li> <li>● 行先や収集コースを検討し、相乗りの励行や最短距離運行などにより、効率的な運行に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記のアイドリングストップ、経済運転、効率的な運行について、取り組むべき項目として職員に周知している。</li> </ul>